

岡山市公共交通網形成協議会 路線バス分科会設置規程 (改正案)

(趣 旨)

第1条 この規程は、岡山市公共交通網形成協議会規約（以下「規約」という。）第10条第1項の規定に基づき、岡山市公共交通網形成協議会路線バス分科会（以下「路線バス分科会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 路線バス分科会は、路線バスに関して岡山市公共交通網形成協議会（以下「協議会」という。）に提案する事項について、岡山市と路線バス事業者及び協議会の会長が指名した学識経験者で協議又は調整するものとする。

2 路線バス分科会は、前項のほか、利便性の高い公共交通サービスを安定的に提供するために必要な事項について、岡山市と路線バス事業者及び協議会の会長が指名した学識経験者で協議又は調整するものとする。

(組 織)

第3条 路線バス分科会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 路線バス事業に従事する者で、規約第4条第1項、第5条第1項に掲げる協議会の委員が指名する者
- (2) 岡山市都市整備局都市・交通・公園担当局長
- (3) 協議会の会長が指名した学識経験者

2 路線バス分科会の事務局は、岡山市都市整備局交通政策課とする。

(会 議)

第4条 路線バス分科会は、事務局が招集する。

2 路線バス分科会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

附 則

1 この規約は、令和2年12月17日から施行する。

2 この規約は、令和5年6月5日から改正する。

《路線バス分科会 委員》

区分	団体または機関等	氏名	備考
学識経験者	呉工業高等専門学校環境都市工学分野 教授	神田 佑亮	
	岡山大学学術研究院環境生命自然科学学域 准教授	氏原 岳人	
公共交通事業者	バス	中鉄バス株式会社	協議会委員 による推薦 (第3条)
		宇野自動車株式会社	
		両備ホールディングス株式会社	
		東備バス株式会社	
		備北バス株式会社	
		岡山電気軌道株式会社	
		下津井電鉄株式会社	
		中鉄北部バス株式会社	
		八晃運輸株式会社	
岡山市	岡山市都市整備局 局長	平澤 重之	